

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る施設の利用について

令和3年7月12日(月)から当面の間、岩手県より示されている方針に従い体育施設の貸出を行います

【対象施設】

北上総合運動公園内の施設、和賀川グリーンパークテニスコート及び多目的広場、北上市民江釣子野球場及び運動場

(1) 体育施設の利用

- ・まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言等が発令されている地域住民の利用は自粛
- ・岩手県外居住者は利用日前2週間の体温を記録した書類と利用当日の体調チェック記録表を管理者へ提出

小・中学校、高校、一般団体 (クラブ活動、スポ少、サークル)

- ・各学校及び団体から示されている活動方針に従った活動
- ・各自治体から移動に関する制限が出ている地域の学校、チーム、団体との練習試合等は**自粛**

北上市内の小・中学校 (クラブ活動、スポ少)

- ・北上市教育委員会7月12日付通知文書「**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について**」に従った活動
- ・市外の学校との合同練習や練習試合は**自粛**
- ・大会参加は、主催者判断 等

(2) 大会、イベント等の実施時

- ・大会、イベント等の実施は原則、「2021年度体育施設行事予定表」に記載したものに限り
- ・可能な限り**無観客**での実施を検討
- ・まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言等が発令されている地域住民の参加の**自粛**
- ・大会、イベント等の主催者は、参加者の開催日前2週間の体温を測定、記録した書類と利用当日の体調チェック記録表を管理者に提出

* 状況に応じ、内容及び期間を変更することがあります。